

漢方薬・生薬認定薬剤師の更新のための研修が受講できなかった者に対する特例措置について

漢方薬・生薬認定薬剤師の更新認定については「漢方薬・生薬認定薬剤師制度実施要領」に基づき、3年毎に申請を行い、その間に研修を受講し、必要な単位（3年間に必須研修10単位以上を含む30単位以上、毎年5単位以上）を取得しなければならない。

一方、コロナ感染症の流行期においては、研修の受講が困難な状況であったことに鑑み、小テストを含む指定する研修（以下「指定研修」という。）の受講を完了することにより、その期間に取得しなけりばならなかつた単位の一部を取得したものともみなす以下の救済措置をとることについて、公益財団法人日本薬剤師研修センターと一般社団法人日本生薬学会が合意する。

1. 研修が困難であった期間としては、2020年1月1日から2023年5月31日までとする。
2. 認定期間中に研修が困難であった期間を含む場合、小テストを含む指定研修の受講を完了することにより、その期間の単位の一部を取得したものともみなすものとする。

なお、3年の認定期間を認定日から数えて1年目、2年目、3年目と1年毎で判断し、下記3.の基準に基づき更新認定申請を認める。
3. 認定期間の終了日と更新条件などの基準については、以下のとおりとする。
 - (1) 2020年（令和2年）1月1日～2020年12月31日に認定期間が終了し、新たな更新認定を受けていない者：

全体で必須6単位以上を含む25単位以上かつ更新後の1年目、2年目に各5単位以上を取得し、小テストを含む指定研修の受講を完了する。
 - (2) 2021年（令和3年）1月1日～2021年12月31日に認定期間が終了し、新たな更新認定を受けていない者：

全体で必須3単位以上を含む20単位以上かつ更新後の1年目に5単位以上を取得し、小テストを含む指定研修の受講を完了する。
 - (3) 2022年（令和4年）1月1日～2023年5月31日までに認定期間が終了し、新たな更新認定を受けていない者：

全体で15単位以上を取得し、小テストを含む指定研修の受講を完了する。

- (4) 2023年（令和5年）6月1日～2024年5月31日までに認定期間が終了し、新たな更新認定を受けていない者：
次のいずれかの条件を満たすこと。
①全体で15単位以上を取得し、小テストを含む指定研修の受講を完了する。
②更新認定に必要な認定単位を取得する。
- (5) 2024年（令和6年）6月1日～2025年5月31日までに認定期間が終了する者：
次のいずれかの条件を満たすこと。
①全体で必須3単位以上を含む20単位以上かつ更新後の3年目に5単位以上を取得し、小テストを含む指定研修の受講を完了する。
②更新認定に必要な認定単位を取得する。
- (6) 2025年（令和7年）6月1日～2026年5月31日までに認定期間が終了する者：
次のいずれかの条件を満たすこと。
①全体で必須6単位以上を含む25単位以上かつ更新後の2年目、3年目に各5単位以上を取得し、小テストを含む指定研修の受講を完了する。
②更新認定に必要な認定単位を取得する。

4. 研修が困難であった期間に受けるべき研修に代わって受ける「指定研修」は、令和6年1～2月に実施するWeb研修とする。小テストを含む研修の受講を完了する。上記3. (5)①、(6)①に該当する者も更新申請前の同時期に小テストを含む指定研修の受講を完了しなければ、本特例措置が適用されないので注意すること。

なお、上記3. (4)②、(5)②、(6)②は、本特例措置の対象ではなく、通常の更新認定の条件を満たしたものであり、参考とされたい。

5. 更新申請に必要な単位は、更新申請までに取得しておくこと。上記3. に示されている単位数の取得が確認できない場合は、本救済措置の対象にならないため、新規認定申請により認定を取得することを検討されたい。

6. 更新認定の申請時期について、更新期限が切れていない者は可能な限り、更新期限までに更新申請を行うこと。更新申請時に更新期限が切れて申請しようとする者については、令和6年3月20日～4月30日の間に更新申請を必ず行うこと。

7. 本取扱いにより更新申請期間を過ぎて更新申請する場合の更新日は、令和6年4月以降の指定した日とする。

8. 本取扱いは令和5年11月17日に施行し、更新期限が切れた者への対応は令和6年4月30日まで、小テストを含む指定研修の受講を完了して単位の代替のみを行う更新申請については令和8年5月31日までに認定期限を迎える者に限って適用する。

「参考：漢方薬・生薬認定薬剤師制度実施要領」

(更新認定申請)

第8条 更新認定申請に必要な単位は、30単位以上とする。

2 更新認定申請に用いることができる単位は、現に有している認定の認定日から認定終了日までに漢方薬又は生薬に関する研修により取得したもので、かつ、その間毎年5単位以上の取得を必要とする。加えて、必須研修を10単位以上含むことを要する。